

岩手県告示第 159 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成 19 年 3 月 2 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩手郡雫石町上野上野沢山 1 の 1 から 1 の 3 まで、西根荒沢山 1 の 1、橋場安栖沢 23 の 16・23 の 17・24 の 9・24 の 10（以上 4 筆国有林）、23 の 5、24 の 2、127 の 1、127 の 2、小柳沢 23 の 1、23 の 10、荒沢 23 の 12 から 23 の 14 まで（以上 3 筆国有林）、23 の 3、アキトリ赤倉 23 の 4、ウルエ沢 23 の 7、鶯宿男助山 1 の 2 から 1 の 4 まで、南畑女助山 1 の 1、1 の 4、1 の 13、大字鶯宿第 1 地割字岩名目平 4 の 2 から 4 の 4 まで、4 の 10、4 の 16、4 の 17、5 の 1、5 の 2、5 の 4、5 の 5、6 の 2 から 6 の 5 まで、6 の 7、6 の 8、6 の 10 から 6 の 23 まで、7 の 2、12、13、31 の 1、31 の 3、55 の 1、55 の 2、57、63 の 1、63 の 2、63 の 4、63 の 5、64 の 1、64 の 2、65 の 4、65 の 7、65 の 9、65 の 12、65 の 13、65 の 17、65 の 19、大字鶯宿第 2 地割字水沢 1、6 の 1 から 6 の 3 まで、6 の 5 から 6 の 9 まで、大字南畑第 1 地割字尻合沢 6 の 1 から 6 の 3 まで、6 の 6、7 の 1、9 の 1、9 の 4 から 9 の 6 まで、大字南畑第 18 地割字小淵 50 の 2、53、54 の 1 から 54 の 3 まで、大字西安庭第 54 地割字芦ヶ平 59 の 2 から 59 の 4 まで、59 の 7、60 の 2 から 60 の 4 まで、61 の 2、61 の 4 から 61 の 7 まで、62 の 1、62 の 3 から 62 の 8 まで

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 花巻市大迫町外川目第 18 地割 70 の 10 から 70 の 12 まで（以上 3 筆国有林）、1 の 2 から 1 の 10 まで、1 の 12 から 1 の 25 まで、15、45 の 1 から 45 の 6 まで、45 の 8 から 45 の 10 まで、45 の 13 から 45 の 16 まで、67、68 の 1 から 68 の 7 まで、69 の 1 から 69 の 6 まで、70、70 の 1 から 70 の 9 まで、第 19 地割 58 の 2・67 の 4・67 の 5・68 の 4（以上 4 筆国有林）、17 の 3、17 の 4、17 の 6、17 の 11、17 の 12、43 の 1、43 の 4、58 の 1、67 の 1、67 の 2、68 の 1、69、69 の 2 から 69 の 4 まで、70、70 の 1 から 70 の 5 まで、72 の 1、72 の 2、72 の 8 から 72 の 11 まで、第 20 地割 52 の 2 から 52 の 4 まで、52 の 8 から 52 の 46 まで、52 の 49 から 52 の 52 まで、53 の 1 から 53 の 24 まで、53 の 26 から 53 の 34 まで、53 の 36、53 の 39、64 の 2、64 の 4、64 の 5、64 の 9 から 64 の 33 まで、64 の 35、第 21 地割 1 の 1、1 の 2、40 の 1 から 40 の 3 まで、40 の 9 から 40 の 13 まで、42 の 1、42 の 3 から 42 の 5 まで、116 の 1、116 の 2、116 の 7、116 の 11 から 116 の 13 まで、116 の 17、117 の 1 から 117 の 7 まで、117 の 9、117 の 10、118 の 1 から 118 の 3 まで、118 の 8、118 の 9、118 の 11、118 の 14、118 の 15、119、134、154、第 22 地割 1 の 1、1 の 9、第 30 地割 84 の 3、84 の 6、84 の 10 から 84 の 26 まで、87 の 2 から 87 の 4 まで、87 の 26、87 の 33、87 の 39、87 の 40、87 の 43 から 87 の 48 まで、87 の 57、87 の 58、大迫町内川目第 17 地割 42、74 の 4、74 の 22、74 の 24 から 74 の 28 まで、74 の 31、74 の 32、74 の 40、74 の 41

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期

齡以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 遠野市宮守町上宮守 15 地割 145 の 2、147 の 1、147 の 2、達曽部 1 地割 5 の 1、5 の 2、8、16 の 1 から 16 の 4 まで、17 の 1 から 17 の 3 まで、18 の 1、18 の 2、19 から 21 まで、22 の 1、22 の 2、達曽部 2 地割 2 の 1、2 の 2、26、29 の 2、32、38 の 3、44 の 3、44 の 4、44 の 6、45、46 の 1、46 の 2、47 の 1、47 の 2、47 の 4、47 の 6、47 の 7、48 の 1 から 48 の 12 まで、49 の 1、49 の 2、49 の 4、49 の 6、50 の 1 から 50 の 12 まで、51、達曽部 3 地割 20、26 の 2、26 の 4 から 26 の 10 まで、27 の 1 から 27 の 12 まで、達曽部 41 地割 200 の 1 から 200 の 10 まで、201 の 1 から 201 の 10 まで、達曽部 42 地割 116 の 3 から 116 の 7 まで、116 の 9 から 116 の 14 まで、116 の 18、116 の 20、116 の 21、116 の 25 から 116 の 33 まで、達曽部 43 地割 155 の 31 から 155 の 33 まで (以上 3 筆国有林)、148、151 の 1 から 151 の 19 まで、152 の 1 から 152 の 9 まで、154 の 1 から 154 の 4 まで、154 の 6、154 の 7、154 の 11、154 の 12、154 の 14、154 の 16、154 の 17、154 の 19、154 の 22、154 の 24 から 154 の 26 まで、155 の 2 から 155 の 7 まで、155 の 9、155 の 11、155 の 13、155 の 15 から 155 の 17 まで、155 の 23、155 の 35、155 の 36、155 の 39 から 155 の 46 まで、達曽部 44 地割 93 の 2 から 93 の 8 まで、93 の 10、93 の 11、93 の 14 から 93 の 18 まで、93 の 20、94 の 1 から 94 の 13 まで、下鱒沢 13 地割 211、225 の 1、270 の 1 から 270 の 5 まで、278、280、286 の 1、286 の 2、286 の 4、295、296 の 1、297、298 の 1、298 の 3、298 の 4、298 の 6 から 298 の 8 まで、298 の 10、298 の 11、298 の 14、307、308 の 2、308 の 4、309 の 1、上鱒沢 15 地割 88 の 1、88 の 2、90、93、上鱒沢 18 地割 100 の 2 から 100 の 8 まで

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び雫石町役場に備えておいて縦覧に供する。